改	Œ	案		現		行	
別表(第二十一条関係)				別表(第二十一条関係)			
事	名 称	額	徴 収 時 期	事	名称	額	徴 収 時 期
一から三まで(現行のとおり)				一から三まで(略)			
四 法第九条の六第一項の規定に基づ	づ 一般廃棄物処理	四 万 円	認可申請	四 法第九条 の六第一項の規定に基づ	一般廃棄物処理	四 万 円	認可申請
く一般廃棄物処理施設設置者である	る一施設を有する法		のとき。	く一般廃棄物処理施設設置者である	施設を有する法		のとき。
法人の合併又は分割についての認可	可 人の合併等認可			法人の合併についての認可の申請に	人の合併認可申		
の申請に対する審査	申請手数料			対する審査	請手数料		
五から十九まで(現行のとおり)				五から十九まで(略)			
二十 法第十五条の四において準用す	す 産業廃棄物処理	四万円	認可申請	二十 法第十五条 の四において準用す	産業廃棄物処理	四万円	認可申請
る法第九条の六第一項の規定に基づ	が一施設を有する法		のとき。		施設を有する法		のとき。
法人の合併又は分割についての認可く産業廃棄物処理施設設置者である	可 申請手数料 の合併等認可			法人の合併についての認可の申請にく産業廃棄物処理施設設置者である	請手数料人の合併認可申		
の申請に対する審査				対する審査			
二十一(現行のとおり)				二十一(略)			